

京都市教育相談総合センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 22 年 9 月 17 日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第 3 号

京都市教育相談総合センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育相談総合センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第 3 条第 7 項中「及び電話」を「, 電話」に, 「事務を」を「事務及び子ども・若者育成支援推進法第 13 条に規定する相談への対応, 関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言(専ら文化市民局が所管するものを除く。以下「子ども育成支援に関する相談等」という。)に関する事務を」に改め, 同条第 8 項中「事務」の右に「及び子ども育成支援に関する相談等に関する事務」を加える。

第 4 条カウンセリングセンターの項に次の 1 号を加える。

(9) 子ども育成支援に関する相談等に関すること。

附 則

この規則は, 平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(教育相談総合センター)